

相模原地域調達情報

令和6年9月24日公表 調達番号：相24057号

件名：庁用品の購入【概算総価】（相模原南警察署）

見積書提出期限：令和6年10月3日（正午） 見積書提出場所：調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙のとおり						契約締結日 ～ 令和7年3月31日	相模原南警察署 別館2階会計課 (相模原市南区古淵6-29-2)  エレベーターなし

特記事項

<p>1 メーカーについては国内メーカーに限る（同等品確認票の提出が必要）。</p> <p>2 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性はある。</p> <p>3 見積金額は、品目ごとの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計（概算総価）とし、単価、総価ともに小数点第4位まで記載できるものとする。</p> <p>4 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること（1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て）。</p> <p>5 発注は月1回程度、注文書により随時ファクシミリで行うものとし、発注の都度、指定する期日までに納品すること。</p> <p>6 詳細は、別添「仕様書」のとおりとする。</p>
--

同等品の確認の連絡先

所属	相模原南警察署
担当者	会計課 田邊
電話	042-749-0110（内線）233
FAX	042-749-0110

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	トイレトーパー	鈴丸紙業	114mm×65m 100個入 シングル 個包装あり	可	40	箱
2	塩素系除菌漂白剤	花王	キッチンハイター 600mL	可	14	本
3	食器用洗剤	サラヤ	ヤシノミ洗剤 詰替用 1000mL	可	20	袋
4	ドメスト	ユニリーバ	トイレ用 500mL	可	13	本
5	サンポールV	大日本除虫菊	トイレ用 500mL	可	8	本
6	パイプ洗浄剤	ジョンソン	パイプユニッシュPRO 400g	可	10	本
7	手洗い用石けん液	サラヤ	シャボネット石鹸液 ユ・ム希釈タイプ 5kg	可	2	本
8	レモン石鹸	カネヨ石鹸	レモン石鹸 8個入	可	6	袋
9	洗濯用石鹸	シャボン玉石けん	粉石けんスノール 紙袋 2.1kg	可	9	袋
10	芳香・消臭剤	エステー	消臭カトイレ用 香り不問	可	23	個
11	台所用スポンジ	キクロン	キクロンA 色不問 10個入	可	2	パック
12	タオル雑巾	藤昭	F-945 10枚入り 綿100% 300×200mm	可	5	袋
13	ポリ袋	サンキョウプラテック	20L 半透明 600枚入り 600×500×0.025mm	可	3	箱
14	ポリ袋	サンキョウプラテック	45L 半透明 600枚入り 0.03×650×800mm	可	11	箱
15	ポリ袋	サンキョウプラテック	90L 半透明 300枚入り 0.04×900×1000mm	可	7	箱

別添

## 仕 様 書

- 1 件名  
庁用品の購入【概算総価】
- 2 品目及び数量  
別紙のとおり。  
数量は概算数量であり、増減の可能性がある。
- 3 見積金額  
見積金額は、品目ごとの消費税抜きの単価に、それぞれの予定数量を乗じた金額の合計（概算総価）とし、単価、総価ともに小数点第4位まで記載することができるものとする。
- 4 内容
  - (1) 契約期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
  - (2) 契約方法  
単価契約（税込）による。見積書の余白部分に見積書の100分の110に相当する額を記載すること（1円未満の端数が生じる場合には、小数点第5位以下を切り捨て）。
  - (3) 発注及び納入期限  
発注は月1回程度、注文書により随時ファクシミリで行うものとし、発注の都度、指定する期日までに納品すること。
  - (4) 納品場所及び方法
    - ア 納品場所  
相模原市南区古淵6-29-2 相模原南警察署別館2階 会計課
    - イ 納品方法  
納品の都度、納品書を提出すること。納品書には、納品者の住所・氏名（法人名等）の表示、納品先（相模原南警察署長）の表示、納品年月日、納品場所（相模原南警察署）、納品物品の品名（規格、商品コード等）、数量、単価、金額を記入して提出すること。
  - (5) 料金の支払方法  
1ヶ月分をとりまとめて支払うこととし、当方が適法な請求書を受領した日から30日以内に料金を支払うものとする。1ヶ月分の料金合計金額に1円未満の端数が生じる場合には、その端数金額を切り捨てた後の金額とする。
  - (6) 配送方法  
自動車を使用して物品などを運搬する場合は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針2(5)に規定する「エコドライブ」という。）を実施しなければならない。
- 5 その他  
契約した品目が製造中止などの理由により納品できない場合は、事前に任意の申請書により承認を得て、同等品を納品すること。